

法曹有資格者の海外展開に関する分科会取りまとめ

平成27年5月18日
法曹有資格者の海外展開に関する分科会

(海外展開分科会)

はじめに

グローバル化による国際社会の緊密化が進む中で、日本の企業等の海外取引及び海外進出（以下、併せて「海外展開」と言う。）も進む傾向にある。例えば、アジア新興国のうち中国、インド、タイ、インドネシア、ベトナム及びフィリピンにおける日系企業の海外拠点の設置数を見ると、平成21年当時の37,455から、若干の変動はありつつも、平成25年には、42,267に増加している¹。そして、多くの企業が、これらの新興国に進出する上で、現地法制が未整備であることやその運用が不透明であること等をビジネスリスクと捉えている²。

日本企業等の新興国への進出は、政府における「成長戦略」の一環と位置付けられており³、日本企業等の海外展開は今後益々増加することが予想される。そして、このような海外展開が進めば、各国の法制度や習慣の違いもあり、その過程において法的なリスクに直面する機会も増えるものと考えられる。このような法的リスクを克服するに当たっては、日本の法曹有資格者の支援を必要とする機会も増加すると考えられる。

日本の弁護士は、海外に進出する日本企業の法的ニーズに対応するために、これまでも日本国内において、大規模法律事務所を中心に、企業等に関わる国際的な法律問題を取り扱ってきた。上記のような日系企業の動向に伴い、日本の法律事務所は、平成26年9月の時点で、アジア新興国に合計20か所以上の海外拠点⁴を設置している。さらに、東アジア及び東南アジアにおいて、これらの拠点や同地域の現地法律事務所に出向するなどして活動している日本の弁護士は、研修中の者も含めると、平成26年9月30日現在で判明している限り164名に及んでいる⁵。

法の支配を、日本国内に留まらず、国際社会においても隅々に浸透させ、誰もが容易にリーガルサービスを受けられる開かれた公正な社会を築いていくために、わが国の弁護士を始めとする法曹有資格者の果たすべき役割や活動が、ますます重要になってきていることは、論をまたない。特に日本企業等の海外展開がわが国の将来にとって極めて重要であることから、わが国の弁護士を始めとする法曹有資格者が、これを法的側面から支援するために果たすべき役割

¹ 海外在留邦人数調査統計（平成26年要約版）を基に積算。

² 日本貿易振興機構（ジェトロ）による、「2013年度日本企業の海外事業展開に関するアンケート調査～ジェトロ海外ビジネス調査～」

³ 「日本再興戦略」改訂2014においても、新興国市場への日本企業等の進出を政府として支援することが、政府における成長戦略の一環と位置付けられているところである。

⁴ 一例として、いわゆる渉外法律事務を取り扱う大手7法律事務所の公表しているところによれば、7か国10都市に27の拠点を設置している。

⁵ 海外業務研究会調べ。ただし、当該人数は日々変動していることに留意が必要である。

は大きい。当分科会では、このような現状及び問題意識を踏まえ、海外展開の分野における弁護士を始めとする法曹有資格者の活動領域を一層拡大するべく、法曹有資格者の海外展開に関する試験的かつ実践的な取組を企画し、実施してきた。本報告は、その取組に基づき、海外展開を考える中小企業等及び海外在留邦人に対する法的支援を中心に、当分科会における議論と今後の展望等を取りまとめたものである⁶。

⁶なお、日本の法曹有資格者の活動領域の拡大という当分科会の検討の射程からは外れるものの、日本あるいは日本人の国際的な分野における法的問題への対応という観点からは、例えば日本人が海外の法曹資格を取得した上で、当該国の法律事務所等に所属し、現地の法律問題に直接関わることを始めとして、国際機関で活動する、更には学界において国際法の発展に寄与するといった形で、国際的な法務分野において活動するというキャリアパスを、特に大学在学中以前の若い人材に提示し、奨励することも重要である、という指摘が当分科会においてなされた。

これまでの取組について

1 法曹有資格者に対するニーズの把握に関する取組

(1) 法曹有資格者による現地調査委託

ア 法務省では、わが国の弁護士を始めとする法曹有資格者が海外で活動するための情報基盤の整備の一環として、平成26年度から、日本企業の進出が期待される東南アジアの国々において、現地の法制度や法執行の状況に加え、現地に進出した日本企業等や海外在留邦人が直面する法的ニーズにつき、弁護士に委託して調査を実施中である⁷。

イ 上記調査を受託した弁護士からは、現地海外在留邦人等が直面する法的ニーズの実情につき、現地でなければ知ることのできない実情の報告がなされており⁸、今後更に実態を深掘りした調査が予定されている⁹。

(2) 日弁連中小企業海外展開支援弁護士紹介制度

ア 日本弁護士連合会は、ジェトロ等の関係機関と連携して、日弁連中小企業海外展開支援弁護士紹介制度を実施している。平成27年4月1日現在、全国8か所¹⁰の弁護士会の協力を得て、海外展開に取り組む中小企業に対し、渉外法律業務に通じた日本の弁護士123名による法的支援（初回30分の無料相談や一定の範囲内での案件受任など）の機会を提供する取組を行った。

イ 同制度においては、外国貿易における契約書作成及び取引リスクの予防や、企業の海外進出に関する各種法令の遵守及び投資リスクの軽減等、さまざまな案件で利用実績を挙げており¹¹、海外進出する中小企業に法的支援のニーズが一定程度あることが明らかとなった。

ウ 平成26年度からは、同制度の下で法的支援を提供する弁護士を組織的にバックアップするため、中国、ベトナム等のアジア諸国への駐在経験を有し、現地の法律実務に通じた日本の弁護士をアドバイザーとして登用した¹²。

⁷ 平成26年度は、インドネシア、シンガポール及びタイの3か国にそれぞれ日本の弁護士を1名ずつ派遣して調査を実施している。平成27年度は、この3か国に加えて、フィリピンにおいても同様の調査を実施することとしている。

⁸ 調査を受託した弁護士からの報告では、統計等には現れにくい、法制度や文化・慣習の違いに起因するトラブルに日本企業や在留邦人が直面しており、日本の法律家による支援を必要としている状況等について報告がなされている。なお、これらの調査結果の詳細については、公開されることが予定されている。

⁹ 今後調査されるべき事項として、①現地における日本企業・在留邦人の活動の実情について、②日本企業・在留邦人に対する法的支援のニーズについて、③現地の法律サービス規制等、法曹有資格者の活動環境について、④現地政府・法曹等との連携体制の構築の状況について、⑤わが国の在外公館・関係機関等との連携体制の構築の状況について、⑥支援のための方策の施行について及び⑦日本の法曹有資格者による効果的な法的支援の在り方についての分析・提言について、といった項目が挙げられる。

¹⁰ 東京、横浜、愛知、大阪、福岡、新潟、札幌、香川

¹¹ 平成27年4月1日時点で123件の弁護士紹介を実施しており、そのうち相談から案件の受任にいたったものは37件となっている。

¹² アドバイザーは個別の案件に対する対応が予定されているほか、各国の法令や実務に関するeラーニング

(3) 日本弁護士連合会におけるその他の取組

日本弁護士連合会においては、法律サービス展開本部に国際業務推進センターを設置し、同会の関連委員会・ワーキンググループ及び関連団体等と連携協力して、

- 在日外国人、海外在留邦人が抱える法的トラブルを始めとする国際的な法律問題に対する支援を強化する¹³
- 渉外対応力のある弁護士の育成支援、国際機関における弁護士の登用に向けたサポートをする¹⁴
- アジア担当嘱託弁護士を採用して、在外日本国大使館、ジェトロの在外事務所等と協働の上、アジア各国の法令・国際法務案件の資料や情報を収集する

という各取組を実施している。

(4) 外務省における取組

外務省では、日本企業の活動を法的側面から支援する体制を強化するため、現地の法令、法制度等についての調査・情報提供や法的問題に関する日本企業へのアドバイス等の業務を日本の弁護士に委託する取組を、平成27年度から実施することとしている¹⁵。

2 法曹有資格者に対するニーズに対応するための取組

(1) 「国際法務に係る日本企業支援等に関する関係省庁等連絡会議」

ア 政府においては、平成26年7月から、内閣官房内閣参事官が議長を務める「国際法務に係る日本企業支援等に関する関係省庁等連絡会議¹⁶」を開催し、法務省は、これに構成員として参加している。

イ 同会議では、関係省庁等における日本の企業の海外進出支援に関する

グ（インターネット）研修のコンテンツの作成を行っているというものである。

¹³全国の弁護士約1600名が会員となり日本における外国人の司法アクセスの向上に取り組んでいる弁護士有志の任意団体「外国人ローヤリングネットワーク」主催のシンポジウムを、平成27年5月に共催する予定である。

¹⁴平成23年度から、国際会議への参加を希望する日本弁護士連合会若手会員に対して、国際会議への参加のための費用を、開催地に応じて10万円又は20万円を上限として補助する支援制度を実施している。現在の派遣対象としている国際会議には、IBA、LAWASIA、IPBA、ABA、UIA、AIJA等が含まれており、平成27年3月までに延べ132名に対して支援を実施した。

¹⁵現在、実施公館を検討中である。委託すべき内容の例としては、①現地の法律事務所の実情及び法令・法制度やその運用に関する調査並びにこれらの調査結果の情報提供、②日本企業が関わる個別の法的ビジネストラブル等に関する情報収集や分析及びコンサルティング、③在外公館が現地政府と交渉する際のコンサルティング、が挙げられる。

¹⁶「日本再興戦略」改訂2014等に示された政府の成長戦略の中で、日本の企業による新興市場の獲得が重要なテーマとされていることを受け、内閣官房を中心に、関係省庁等において、日本企業等の海外展開を支援するための諸施策に関する情報を共有すること、また、法曹有資格者を始めとする民間の力も活用し、可能な施策については省庁間の連携を図ることを通じて、各施策を一体として促進していくための方策を検討するための会議体である。

各施策を推進する中で、弁護士を始めとする法曹有資格者の知見を活用することも視野に入れた、情報共有や連携に関する検討を行うことを予定している¹⁷。

(2) 日本弁護士連合会における取組

前記1(2)で言及した日弁連中小企業海外展開支援弁護士紹介制度は、中小企業が海外展開の中で直面するニーズに対応する役割を担っている。

日本弁護士連合会は、日弁連中小企業海外展開支援弁護士紹介制度の実施に加え、経済産業省及び外務省の主導で実施されている、「海外展開一貫支援ファストパス制度¹⁸」に参画しており、これらの制度を通じて、海外展開を考える中小企業等の法的支援を行う役割を担っている。

(3) 人材の育成・確保に関する取組

ア 法科大学院におけるカリキュラム

一部の法科大学院において、学生のみならず弁護士をも対象とした、法律英語や国際紛争解決手続等に関するカリキュラムが策定・開講されており、多くの学生や弁護士が、国際的な分野における法的知見の基礎を学修している¹⁹。

イ 各種研修等（日本弁護士連合会によるもの）

- 若手弁護士や学生を対象として、法務省及び外務省との共催で毎年一回、国際的な法分野に進出するためのキャリアセミナーを開催しており、多くの参加者を得ている²⁰。
- 弁護士の海外への留学支援を行っている²¹。
- 香港弁護士会との間で、それぞれの弁護士会に所属する弁護士を相互にインターンとして受け入れるという、インターンシップ交換制度を実施している²²。
- 国際的な分野で弁護士が活動するための基礎となる英語力を涵養す

¹⁷ 同会議の検討状況については、http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kokusaihoumu_sien/index.htmlを参照のこと。

¹⁸ 海外展開に取り組む企業を支援するために、地域金融機関など、国内各地域で企業支援の窓口となっている機関が、専門的知見を有する関係機関の協力を必要とする場合に、連携を円滑に行うことを目的として相互の連携窓口を共有することにより、当該企業が抱える問題を包括的に解決することを可能とする制度。その詳細は、http://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade/fastpass/を参照のこと。

¹⁹ 当分科会では、交換留学制度を始めとする国際的な分野に関するプログラムや、法律英語基礎科目について報告があった。

²⁰ 平成26年度の参加者は73名である。参加者からは、法曹の国際分野への関わり方や語学力など、今後のキャリアプランに必要なことが何かを知る機会となった、といった声が寄せられている。

²¹ ニューヨーク大学ロースクール、カリフォルニア大学バークレー校、イリノイ大学アーバナ・シャンペーン校、エセックス大学ロースクール、及びシンガポール国立大学ロースクールとの間で友好協定を締結し、各ロースクールへの推薦留学制度を実施している。平成27年3月までに、延べ44名が同制度を利用して上記各ロースクールに留学した。

²² 平成26年10月27日から同年11月7日までの2週間、4名の弁護士を、商事法務や知的財産などを取り扱う香港の法律事務所に派遣した。

るべく、法律家のための英語講座を作成し、インターネットにより配信している。2014年の配信開始以来、延べ約1,500名の弁護士が受講した²³。

²³ テンプル大学の協力で制作し、日弁連会員向けに無料で提供している。全編英語の教材とし、国際会議でのネットワーキング、外国人弁護士からの情報収集、外国人依頼者からの法律相談、外国企業との打合せという4つの局面を想定した教材である。日本弁護士連合会が実施する約250のeラーニング（インターネット）研修の中で、受講者数が多い研修の一つである。

課題と対応策

1 法的ニーズの顕在化に関する課題と対応策

(1) 課題

ア 企業等の支援について

日本企業の海外展開は、これまで大企業によるものが主流であり、大企業への法的サービスの提供は、大都市圏の大規模事務所を中心に行われてきた。しかし、現在では、日本全国の中小企業や個人事業者を含めた様々な規模の企業等が、海外の企業と取引をする、もしくは直接海外に進出するといった形で、海外展開する例が増加している²⁴。

もともと、前記の日弁連中小企業海外展開支援弁護士紹介制度の利用実績をみると、相談案件の中には、一定の割合で受任に結びつくものもあるが、相談そのものの件数が未だ限定的であるなど、現時点では、中小企業が海外展開をする場合に、日本の弁護士を活用するという発想はあまりないことがうかがわれる²⁵。

その要因については、以下のように考えることができる。

- 中小企業の多くは、海外展開に関する経験が必ずしも十分ではなく²⁶、海外展開にあたり、法的なリスクに関する知見が少ない。
- 法的なリスクの存在を認識していても、日本の弁護士に対して国際取引や外国の法令実務に関する費用対効果の大きい有意義な支援を期待できるのか、特に展開先国の現地法曹との連携協働に際してどのような役割を果たし得るのか等に関する情報に接する機会が少ない。
- 仮に中小企業側において日本の弁護士の活用を考えたとしても、海外展開に通じた弁護士にアクセスする方策がわからない。

イ 海外在留邦人の支援について

邦人が直面する法的紛争の分野や、その解決のために必要な法的支援においては、企業に対する法的支援とは異なり、現地で邦人保護を担う領事機関との連携、現地の弁護士・関係機関との関係構築、更には海外から日本の弁護士へのアクセス改善の取組等が必要であるが、これらの取組は緒についたばかりである。

ウ 公的機関における任用の促進について

法律を解釈する能力や、事案の特性を分析する能力といった法曹有資

²⁴前記注2のジェトロの調査では、回答企業3,471社のうち製造業を中心に1,786社が海外進出している(海外に拠点がある)ところ、このうち1,203社が中小企業とされる。)

²⁵この点、企業等の海外展開を成功に導くためには、国際取引及び海外進出に伴う法的リスクを予見し、紛争等の発生を予防するべく、取引や進出を始める前のできるだけ早い段階から、弁護士による法的支援を得ることが有用であることが、当分科会において報告されている。

²⁶したがって、海外展開における法的リスクの存在や対応の必要性、かかるリスクへの対応のために日本の弁護士を活用することの利点を知る機会が十分でない。

格者ならでの専門性を、国の機関や国際機関において、国際的な法的問題の交渉を行う場合や国際的なルール形成に関与する場合に、より一層活用できるような任用促進の取組が必要である。

(2) 対応策

以上のような課題への対応策として、以下のようなものが考えられる。

ア 企業等の支援について

- ユーザーとなる企業等に対して、企業等の海外展開にあたり、日本の弁護士の活用が有用であることを明確に伝える必要がある。そのために、日本弁護士連合会と関係機関等が相互に協力して²⁷、

- ・中小企業等の海外展開にはどのような法的リスクがあり、これをどのように回避または軽減できるのか
- ・紛争に巻き込まれる、あるいは、撤退を余儀なくされた際にはどのような対応策があるのか
- ・これらの点について、日本の弁護士はどのような法的サービスを提供できるのか

について、具体的事例を集積し整理した上で、そこから得られる知見や典型例を共有する²⁸。その際、日本の弁護士を活用することについて、次のような利点があることを強調するべきである。

- ・日本法及び日本国内における法律実務に関する知見だけでなく、企業取引や投資における法的リスクの所在とその予防対処法について普遍的な知見があること
- ・日本の企業組織と取引慣習を理解し、日本の企業等の法的ニーズを咀嚼して、海外展開先の現地法曹による適切な法的支援に結びつける能力があること
- 全国各地で、企業等の海外展開への法的支援に対応できる弁護士を拡充することで、海外展開に取り組む日本の企業等、特に中小企業がこれらの弁護士に的確にアクセスし、身近で支援を受けられる環境作りが必要となる。そのための方策として、
 - ・日本弁護士連合会が取り組んでいる日弁連中小企業海外展開支援弁護士紹介制度の実施範囲を拡大し、平成27年度中を目途に全ての高等裁判所所在地にその拠点を拡大する
 - ・その他ニーズが顕在化している地域を把握し制度の拡大を検討する

²⁷ジェトロや日商等、中小企業の海外展開を支援する機関が考えられる。

²⁸このような相互協力に基づき作成された事例の集積の例として、例えば、中小企業海外展開支援関係機関連絡会議が平成25年6月に公表（平成26年3月改訂）した、「海外展開成功のためのリスク事例集」が挙げられる。同事例集の詳細は、<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kokusai/2013/130628jirei.htm>を参照のこと。

といった取組を進める²⁹。

イ 海外在留邦人の支援について

法務省は、内閣官房に設置されている「国際法務に係る日本企業支援等に関する関係省庁等連絡会議」の下で、日本の弁護士と領事機関及び現地の弁護士との連携構築並びに日本の弁護士への海外からのアクセス改善等の課題に対応するための、日本弁護士連合会等の関係機関の取組について必要な協力を行う。

ウ 公的機関における任用促進について

国の機関等においては、国際的な通商交渉等の分野を中心に、法曹有資格者が活用されてきた³⁰。このような実情を踏まえ、日本弁護士連合会は、関係省庁等連絡会議の枠組みなどを活用し、弁護士を始めとする法曹有資格者が国際的な領域で活動する場を創出する取組を推進していく。これとともに、国の機関において、弁護士を始めとする法曹有資格者の活用を広げていくという観点からの検討が行われることが期待される。

2 法的ニーズに対応する担い手の確保やその養成に関する課題と対応策

(1) 課題

海外展開の分野における日本の弁護士を始めとする法曹有資格者に対するニーズへの対応にあたっては、以下のような点が問題となる。

ア アジアの新興国を始めとする諸外国では、外国の法曹資格による法律サービスの提供を厳しく制限する国が複数³¹あり、日本の法曹資格に基づく活動に著しい制限がある。

イ 法曹有資格者が、国際的な分野の職務に従事するためには、語学や交渉能力に加えて、

- ・現地に進出する日本企業等の支援を行うにあたっては、各国の法制度やその運用

- ・国際的な法的紛争等の解決にあたっては、国際法³²やその実務に関する専門性を、法曹有資格者が身につけるための教育・研修の裾野を広げていくべきである。

ウ 弁護士に対する前記のようなニーズに対応するための仕組みとして、

²⁹その際には、実施地域の弁護士会及び連携する関係省庁・団体や、企業の海外展開支援業務を手掛ける個々の弁護士や法律事務所と協調して、人材育成及び知識情報集約等を含めた多角的な取組を進めていく。

³⁰例えば、第6回分科会においてヒアリングを行った、経済産業省通商政策局国際法務室長の米谷三以氏は、その代表例といえる。このほか、外務省等の関係省庁において、常勤若しくは非常勤の形で、弁護士を始めとする法曹有資格者が職務に従事している。

³¹アジア地域の新興国の中で、外国の法曹資格による法律サービスの提供について制限している国の例として、フィリピンやインドが挙げられる。

³²国際的な投資紛争等の解決にあたっては国際私法、いわゆる「南極における調査捕鯨訴訟」に代表されるような国際紛争に関しては、国際公法に関する知見が必要となる。

企業等の海外展開における法的リスクの回避や法的紛争の解決海外在留邦人が直面する国際的な身分関係紛争等の法的紛争の解決にあたり、対応能力のある弁護士に容易にアクセスできるような枠組みを整備することが必要である。

(2) 対応策

ア 以上のような課題のうち、諸外国における外国の法曹資格に基づく法律サービスの提供に関する制限の問題は、各国の政策に関わる部分であることから、今後の各国の動向が注目されるところである。

イ 法曹有資格者の能力の向上にあたっては、上記でも紹介した一部の法科大学院で行われている法律英語に関する講座や、国際的なビジネス法務に関する講座等の国際的な能力を養うためのプログラムを全国的に広げていくことが有用である。日本弁護士連合会等においてはプログラム作成への協力や広報協力等を行うことが考えられる³³。

ウ 日本の企業等の海外展開支援を始めとする、国際的な法律業務に通じた弁護士へのアクセス改善のために、日本弁護士連合会や関係機関においては、身近にいる弁護士や関係機関に相談すれば、企業等の海外展開、海外企業の国内への投資といったビジネスに関する分野のみならず、国際的な家事事件等、渉外に関する様々な分野に対応能力のある弁護士に橋渡しがなされたり、あるいは、当該弁護士自身が問題となっている分野のエキスパートである弁護士からアドバイスを受けることができる体制が整備されることが考えられる³⁴。今後、例えば、国際的な案件を処理する能力のある弁護士をネットワーク化するなど、法的な支援を求められる諸課題に対応する能力のある弁護士に容易にアクセスできる仕組みを構築することなども検討する。

³³また、各法科大学院の認証評価における、このような国際的な分野に関する科目に対する評価も、このような取組を全国的に広げていくための一助となるものと考えられる。

³⁴上記の日弁連中小企業海外展開支援弁護士紹介制度はそのような取組の一例と位置付けられる。

今後の展望・方向性

1 現在実施されている取組を踏まえた活動領域拡大の見通し

社会のグローバル化が進むのに伴い、今後は、中小企業等の海外展開支援や国際的な身分関係に関する紛争等の海外在留邦人が直面する法的問題に関する支援といった幅広い範囲の法律業務に対応していく必要がある。そのためには、国内外を問わず、また、事務所の規模を問わず、弁護士による支援や、海外在留邦人が直面する法的紛争に対応能力のある弁護士の国際的な連携などが求められている。このような多様なアプローチによる支援は、今後、実績として積み重ねられていくものと想定される。

このようなニーズの拡大に適切に対応できるだけの体制が法的サービスの供給側において構築されることにより、この分野における弁護士を始めとする法曹有資格者の活動領域は、一層の広がりを見せることが可能となる。

国際的な通商分野の交渉等においては、既にある法曹有資格者の活動実績を基礎とし、今後もその活動の幅は更に広がると期待される。

2 中長期的な活動領域拡大の見通し

国際的な分野における業務に通じた弁護士へのアクセスを改善する取組や法曹有資格者のネットワーク構築等の実務的な法的支援の充実に加え、法科大学院での教育を始めとする法曹養成プロセスや法曹資格取得後の研修において、多くの法曹有資格者が国際的な分野における法的支援に不可欠な素養を身につけ、この分野における担い手として育っていくことにより、国際的な分野における法的支援は充実していくと期待される³⁵。

3 今後の検討体制について

今後は、法の支配をあまねく実現する観点から、前記の関係省庁等連絡会議の下で、日本企業等の海外展開や海外在留邦人を法的に支援する方策につき、以上のような具体的な施策を実行するとともに、各施策の効果を見極め、そのフォローアップを行うことが望ましい。

³⁵当分科会においては、このような国際法律業務に係る教育の在り方の改善をきっかけに、わが国の教育制度において国際化に対応した教育が更に充実することが期待される旨の指摘があった。